

退職日の給料月額には、「教職調整額」と「給料の調整額」を含みます。

支給率⁽⁶⁾は、勤続期間と退職事由によって異なります。

(2) 退職手当の調整額

退職手当の調整額⁽⁷⁾は、その人の在職期間の各月ごとに、その人が属していた区分に応じて定める額のうち、その額が高い方から5年分(60月分)を合計した額です。

(3) 応募認定による定年前早期退職者の特例

定年に達する日から6月前までに退職した職員のうち、勤続期間が20年以上で、かつ年齢が定年から15年を減じた年齢以上の退職者にあつては、退職日の給料月額は「特例給料月額」を用いて計算します。

特例給料月額は、次の式によって計算されます。

$$\text{特例給料月額} = \text{退職日の給料月額} \times \{ 1 + (\text{加算率}^{*1}) \}$$

年齢	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59 *2	60
加算率 (%)	45	42	39	36	33	30	27	24	21	18	15	12	9	6	2	0

(※ 1) 加算率：3%×定年までの残年数

(※ 2) 年齢が59歳で誕生日が4月2日から10月1日までの者の加算率は0%となります

5 勤続期間の計算

退職手当における勤続期間の計算は、公務員として引続いた⁽⁸⁾在職期間により計算されます。在職期間の計算は、公務員となった月から退職した月までの月数により行いますので、月途中の採用又は退職であっても、その月は1月と計算されます。

また、在職期間に1年未満の端数がある場合、その端数が6月未満の場合は切り捨て、6月以上の場合は切り上げて計算します。

なお、次の事由による期間は在職期間から除かれます。

○その期間の全てが除算となるもの

- ・専従休職 ・自己啓発休業 ・配偶者同行休業

○その期間の1/2が除算となるもの

- ・停職 ・起訴休職 ・普通休職⁽⁹⁾

- ・介護欠勤 ・高齢者部分休業 ・大学院修学休業

- ・育児休業（子が1歳に達した月の翌月以降に限る。）

○その期間の1/3が除算となるもの

- ・育児休業（子が1歳に達した月まで。ただし、育休期間の終期が平成4年4月1日以降のものに限る。）

- ・育児短時間勤務

(6) 別表1参照

(7) 別表2参照

(8) 在職した期間に1日も空白がないことです。

(9) 平成20年4月1日以降の休職期間のみ除算対象となります。